議案第76号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成25年11月26日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 杉並区学校教育職員の給与に関する条例(平成19年杉並区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「除く。)」の次に「のうち、自ら居住するため住宅 (貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額2万7,000円以上の家 賃(使用料を含む。次号において同じ。)を支払っているもの」を加え、同項第2 号中「18歳」を「満18歳」に、「住居」を「住宅」に改め、「なるもの」の次 に「のうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの」を加え、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 8,300円(満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては1万8,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては9,300円をその額に加算した額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 4,100円(満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては9,400円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては4,700円をその額に加算した額)

別表第1を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

学校教育職員給料表

職員の	職務の級	1 級	字	3 級	4 級	5 級
区分	号給	給料月額	<u>上 </u>	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 146,000 147,500 149,000 150,500	円 178,100 180,200 182,400 184,600	円 246,600 248,800 251,000 253,300	円 271,100 273,400 275,700 278,000	円 335,500 338,000 340,500 343,000
再任用職 員以外の 職員	5 6 7 8	152,000 153,700 155,400 157,200	186,800 189,000 191,200 193,400	255,600 257,900 260,200 262,500	280,400 282,800 285,100 287,500	345,500 348,000 350,500 352,900
	9	159,000	195,600	264,900	289,900	355,300
	10	160,800	197,800	267,200	292,300	357,700
	11	162,700	200,000	269,500	294,800	360,000
	12	164,700	202,300	271,800	297,300	362,300
	13	166,700	204,700	274,200	299,800	364,600
	14	168,800	207,000	276,500	302,300	367,000
	15	171,000	209,300	278,800	304,800	369,300
	16	173,200	211,600	281,200	307,300	371,600
	17	175,500	214,000	283,600	309,800	373,900
	18	177,900	216,500	286,100	312,200	376,200
	19	180,400	218,900	288,600	314,700	378,400
	20	182,900	221,300	291,000	317,100	380,600
	21	185,300	223,600	293,400	319,500	382,800
	22	186,700	225,900	295,800	321,900	385,000
	23	188,100	228,100	298,200	324,300	387,100
	24	189,600	230,400	300,600	326,700	389,200
	25	191,000	232,700	303,000	329,100	391,300
	26	192,400	235,000	305,400	331,500	393,400
	27	193,800	237,300	307,800	333,900	395,500
	28	195,200	239,500	310,100	336,200	397,500
	29	196,700	241,700	312,400	338,500	399,500
	30	198,200	243,900	314,600	340,900	401,600
	31	199,700	246,100	316,800	343,200	403,700
	32	201,300	248,400	319,000	345,500	405,700
	33	202,900	250,600	321,200	347,800	407,700
	34	204,400	252,800	323,400	350,100	409,700
	35	205,900	255,000	325,600	352,400	411,700
	36	207,500	257,200	327,800	354,700	413,700
	37	209,100	259,400	330,000	357,000	415,600
	38	210,700	261,600	332,200	359,300	417,600
	39	212,200	263,800	334,400	361,600	419,500
	40	213,800	266,000	336,600	363,800	421,400
	41	215,500	268,200	338,800	365,900	423,300
	42	217,300	270,400	341,000	368,000	425,300
	43	219,200	272,600	343,200	370,100	427,200
	44	221,100	274,800	345,300	372,200	429,100

I	ı ı	ı	1	1	ı
45	222,900	276,900	347,400	374,300	431,000
46	224,600	279,100	349,600	376,400	432,900
47	226,300	281,300	351,700	378,500	434,800
48	228,000	283,500	353,800	380,500	436,600
49	229,600	285,600	355,900	382,500	438,400
50	231,300	287,800	357,900	384,500	440,200
51	233,000	290,000	359,900	386,500	441,900
52	234,600	292,200	361,900	388,500	443,600
53	236,200	294,300	363,900	390,500	445,300
54	237,900	296,500	365,900	392,400	446,900
55	239,500	298,700	367,800	394,300	448,500
56	241,100	300,900	369,700	396,200	450,100
57	242,700	303,000	371,600	398,100	451,700
58	244,300	305,100	373,500	399,900	453,200
59	245,800	307,200	375,300	401,700	454,700
60	247,300	309,300	377,100	403,400	456,200
61	248,800	311,400	378,900	405,000	457,600
62	250,300	313,500	380,500	406,700	458,900
63	251,800	315,600	382,100	408,400	460,100
64	253,300	317,600	383,600	410,000	461,300
65	254,800	319,500	385,100	411,600	462,400
66	256,400	321,500	386,500	413,200	463,400
67	257,900	323,400	387,900	414,800	464,300
68	259,400	325,300	389,200	416,300	465,200
69	260,800	327,200	390,500	417,700	466,100
70	262,300	329,100	391,800	419,100	467,000
71	263,800	330,900	393,000	420,500	467,800
72	265,300	332,600	394,200	421,900	468,600
73	266,700	334,300	395,400	423,200	469,300
74	268,200	336,100	396,400	424,500	469,900
75	269,600	337,800	397,400	425,800	470,500
76	271,000	339,500	398,400	427,000	471,000
77	272,400	341,200	399,300	428,100	471,500
78	273,900	342,900	400,200	429,200	472,000
79	275,300	344,600	401,000	430,300	472,500
80	276,600	346,200	401,800	431,300	473,000
81	277,900	347,700	402,600	432,300	473,500
82	279,200	349,200	403,200	433,200	474,000
83	280,600	350,600	403,800	434,100	474,500
84	281,900	352,000	404,300	434,900	475,000
85	283,200	353,400	404,700	435,600	475,500
86	284,500	354,700	405,200	436,100	476,000
87	285,800	355,900	405,600	436,600	476,500
88	287,100	357,100	406,000	437,000	477,000
89	288,400	358,200	406,400	437,400	477,500
90	289,600	359,300	406,800	437,900	478,000
91	290,800	360,300	407,200	438,300	478,500
92	292,000	361,300	407,600	438,700	479,000

		1	1	I	
93	293,200	362,200	408,000	439,000	479,500
94	294,400	363,000	408,400	439,400	480,000
95	295,600	363,800	408,800	439,800	480,500
96	296,800	364,600	409,200	440,200	481,000
97	297,900	365,400	409,600	440,600	481,500
98	299,100	366,200	410,000	441,000	482,000
99	300,200	366,900	410,400	441,400	482,500
100	301,300	367,500	410,800	441,800	483,000
101	302,400	368,100	411,200	442,200	483,500
102	303,500	368,800	411,600	442,600	
103	304,600	369,500	412,000	443,000	
104	305,700	370,100	412,400	443,400	
105	306,700	370,700	412,800	443,800	
106	307,700	371,200	413,200	444,200	
107	308,600	371,700	413,600	444,600	
108	309,500	372,200	414,000	445,000	
109	310,400	372,600	414,400	445,400	
110	311,200	373,000	414,800	445,800	
111	312,000	373,400	415,200	446,200	
112	312,700	373,800	415,600	446,600	
113	313,300	374,200	416,000	447,000	
114	313,900	374,600	416,400	447,400	
115	314,500	375,000	416,800	447,800	
116	315,100	375,400	417,200	448,200	
117	315,600	375,800	417,600	448,600	
118	316,200	376,200	418,000	449,000	
119	316,800	376,600	418,400	449,400	
120	317,400	377,000	418,800	449,800	
121	317,900	377,400	419,200	450,200	
122	318,400	377,800	419,600	450,600	
123	318,900	378,200	420,000	451,000	
124	319,400	378,600	420,400	451,400	
125	319,800	379,000	420,800	451,800	
126	320,200	379,400	421,200	452,200	
127	320,600	379,800	421,600	452,600	
128	321,000	380,200	422,000	453,000	
129	321,400	380,600	422,400	453,400	
130	321,800	381,000	422,800	453,800	
131	322,200	381,400	423,200	454,200	
132	322,600	381,800	423,600	454,600	
133 134 135 136	323,000 323,400 323,800 324,200	382,200 382,600 383,000 383,400	424,000 424,400 424,800 425,200	455,000	
137 138 139 140	324,600 325,000 325,400 325,800	383,800 384,200 384,600 385,000	425,500 425,900 426,300 426,700		

İ	Ì	 	ı	İ	 	ı
	141 142 143 144	326,200 326,600 327,000 327,400	385,400 385,800 386,200 386,600	427,000 427,400 427,800 428,200		
	145 146 147 148	327,800 328,200 328,600 329,000	387,000 387,400 387,800 388,200	428,500 428,900 429,300 429,600		
	149 150 151 152	329,400 329,800 330,200 330,600	388,600 389,000 389,400 389,800	430,000		
	153 154 155 156	331,000 331,400 331,800 332,200	390,200 390,600 391,000 391,400			
	157 158 159 160	332,600 333,000 333,400 333,800	391,700 392,100 392,500 392,900			
	161 162 163 164	334,100 334,500 334,900 335,300	393,200 393,600 394,000 394,400			
	165 166 167 168	335,600 336,000 336,400 336,800	394,700 395,100 395,500 395,900			
	169 170 171 172	337,100	396,200 396,600 397,000 397,400			
	173 174 175 176		397,700 398,100 398,500 398,900			
また田	177		399,200			
再任用 職員		222,900	262,000	280,600	298,900	329,700

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、第17条第1項及び第2項の改正規定並びに次項、附則第3項及び附則 第7項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日において、この条例による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第17条第1項各号のいずれかに該当し、住居手当の支給を受けていた職員であって、同年4月1日以後も引き続き同項第1号に掲げる職員(この条例による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第17条第1項第1号に掲げる職員を除く。)、改正前の条例第17条第1項第2号に掲げる職員(改正後の条例第17条第1項第2号に掲げる職員を除く。)のいずれかに該当するものその他これらに準ずる職員については、同日から平成29年3月31日までの間は、改正後の条例第17条第1項の規定にかかわらず、住居手当を支給する。
- 3 前項の規定により支給する住居手当の月額は、改正後の条例第17条第2項の 規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額 (第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1 号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額)とする。
 - (1) 平成26年4月1日以後に改正前の条例第17条第1項第1号に掲げる職員に該当するもの 次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる額

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	6,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	4,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	2,000円

(2) 平成26年4月1日以後に改正前の条例第17条第1項第2号に掲げる職員に該当するもの 次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる額

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 3,000円

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	2,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	1,000円

- 4 平成26年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第29条第2項(同条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年杉並区条例第4号)第4条第1項又は公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例(平成14年杉並区条例第5号)第3条の2の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成25年4月1日(同月2日から平成26年3月1日までの間に新たに職員となった者(平成25年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会の承認を得て規則で定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(改正後の条例第19条第2項に規定する教育委員会規則で定める額を除く。)及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成19年杉並区条例第12号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.2を乗じて得た額に、平成25年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会の承認を得て規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める月数を

減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の 0.2を乗じて得た額
- (3) 平成25年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分 の0.2を乗じて得た額
- 5 平成25年4月1日から平成26年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会の承認を得て規則で定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会の承認を得て規則で定める職員との均衡を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会の承認を得て規則で定める額」とする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年 法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間 勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることと なった職員を含む。)の平成26年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会 の承認を得て規則で定める。
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(提案理由)

学校教育職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (抄)

新 条 例 ΙН 例 条

(住居手当)

- 第17条 住居手当は、次の各号のいず れかに該当する職員に支給する。
 - (1) 世帯主(これに準ずる者を含) む。次号において同じ。)である職 員(公舎等で教育委員会規則で定め るものに居住する職員を除く。)の うち、自ら居住するため住宅(貸間 を含む。次号において同じ。)を借 リ受け、月額2万7,<u>000円以上</u> の家賃(使用料を含む。次号におい て同じ。)を支払っているもの
 - (2) 第19条第1項又は第3項の規 定により単身赴任手当を支給される 職員で、配偶者(配偶者のない職員 にあっては、満18歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間にあ る子)が現に居住する住宅(公舎等 で教育委員会規則で定めるものを除 く。)に同居するときに世帯主とな るもののうち、当該住宅を借り受 け、月額2万7,000円以上の家 賃を支払っているもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げ 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げ

(住居手当)

- 第17条 住居手当は、次の各号のいず れかに該当する職員に支給する。
 - (1) 世帯主(これに準ずる者を含 む。次号において同じ。)である職 員(公舎等で教育委員会規則で定め るものに居住する職員を除く。)
 - (2) 第19条第1項又は第3項の規 定により単身赴任手当を支給される 職員で、配偶者(配偶者のない職員 にあっては、18歳 に達する日以 後の最初の3月31日までの間にあ る子)が現に居住する住居(公舎等 で教育委員会規則で定めるものを除 く。)に同居するときに世帯主とな るもの

る職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 8, 300円(満27歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にある 者にあっては1万8,700円を、 満27歳に達する日以後の最初の4 月1日から満32歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にある 者にあっては9,300円をその額 に加算した額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 4, 100円(満27歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にある 者にあっては9,400円を、満2 7歳に達する日以後の最初の4月1 日から満32歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある者に あっては4,700円をその額に加 算した額)

3 略

る職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 扶養 親族(第14条第2項に規定する扶 養親族をいう。以下同じ。)を有す る者にあっては8,800円、有し ない者にあっては8,300円
- (2) 前項第2号に掲げる職員 扶養 親族を有する者にあっては4,400円、有しない者にあっては4,100円

3 略

給与改定等の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項	目		改正内容			
給	料 表	別表第 1 1 職員給与が民間従業員給与を上回る公民較差(827 円、 0.2%)を解消するため、給料月額を引き下げる。 2 大学卒程度の初任給までの号給は据え置く。				
		新たな住居手当制度	新たな住居手当制度 世帯主等の手当額			
		区分	区分 現行 改正			
		扶養親族を有する者	8,800円	8,300 円 (満 27 歳までは 27,000 円、満 28 歳から満		
<i>←</i> □ <i>←</i> 14		扶養親族を有しない者	8,300円	32 歳までは 17,600 円)		
1± /	居 手 当	単身赴任手当受給者の手当額				
		区分 現行		改正		
		扶養親族を有する者	4,400円	4 400 E (# 02 # + 2 H		
		扶養親族を有しない者	4,100円			
		持家に係る住居手当は廃止				
施行	^于 期日等	1 給料表の改定は平成26年1月1日から、住居手当に係る改正は 同年4月1日から施行する。 2 持家に係る住居手当の支給を受けていた職員で、改正後は支給対 象外となるもの等について、平成26年4月1日から平成29年3 月31日まで住居手当を支給する経過措置を設ける。 3 平成25年4月からの年間給与について公民給与の実質的な均 衡が図られるよう、平成26年3月支給の期末手当の額について必 要な調整措置を講ずる。				